第４章

地域福祉推進のための取組

基本目標Ⅰ　地域福祉を支えるひとづくり

活動目標１　福祉意識の醸成

現状と課題

生活意識の多様化や少子高齢化などにより、地域社会での交流の機会が減りつつあります。自ら解決できる課題は、自らの力で解決するのが大前提ですが、自分だけでは解決できない課題については、家族や近隣住民、自治会といった地域コミュニティで解決できるよう、日ごろから関係性を構築することが重要です。しかし、地域住民同士の支え合いの意識は、市民全体に浸透しているとはいえない現状であり、地域福祉を活発に進めていくために意識啓発が必要です。

今後も引き続き、次代を担う子どもたちを始めとした住民の意識の高揚を図るための啓発活動はもちろん、学校、地域、職場等において、交流活動、体験活動等福祉を身近に感じることのできる福祉教育を更に推進し、福祉の心を育てることを始めとして、福祉課題を自分自身の問題と捉え、地域住民同士で協力し合う地域福祉意識の醸成が必要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１）　福祉教育の推進

福祉に関する広報や啓発活動を充実させ、子どもから大人までのあらゆる世代を対象とした福祉教育の展開を図り、地域に暮らす社会的に弱い立場の方も地域社会の大切な一員として尊重される福祉意識の醸成に取り組みます。

住民
○　日頃から声をかけ合い、地域での出来事に関心を持つように心がけます。 ○　福祉についての研修会や地域での活動等で体験し、気付いたことを大人から子どもへ、子どもから大人へ伝えていきます。 ○　地域に住む外国人の文化的違いを認め合い、対等な関係を築いていきます。
地域・関係機関・団体等
○　福祉教育について、地域の企業や社会福祉法人等関係機関・団体等で協力して取り組みます。 ○　外国人との多文化共生*に努め、孤立させることなく地域の一員として受け入れます。

市社会福祉協議会
○　学校と地区社会福祉協議会との協働により、実施できる福祉教育・ボランティア学習プログラムを検討し企画・実施します。 ○　地域住民に地域の高齢者や障害のある人に対する理解を深めるよう関係機関との関係づくりを進めます。 ○　外国人が日本の風土・文化を理解できるよう関係団体と協力し支援します。
市
○　福祉に関する講座・研修会等を開催します。 ○　広報紙への掲載や福祉講演会等を通して、地域福祉の啓発を行います。 ○　各学校で福祉学習に積極的に取り組みます。 ○　共生社会実現のために、日本人だけでなく外国人も共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解できるよう啓発活動に取り組みます。

実施目標（２）福祉活動への参加促進

地域での交流を促し、住民がお互いを理解する中で、他人事になりがちな地域づくりを我が事としてとらえることで、地域における支え合いや助け合いの大切さについて理解を深め、住民の参画意識の醸成を図る取組を行っていきます。

誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現を目指し、支え手側と受け手側に分かれることなく、福祉サービスを必要とする方も含め様々な人に啓発活動を行い、福祉活動への住民の参加を促進します。

住民
○　市広報や市ホームページなどを通じて、積極的に地域の情報を入手します。 ○　地域の行事や福祉活動等に積極的に参加します。 ○　地域の組織に加入し、住民同士の交流を深め、行事や活動に参加します。
地域・関係機関・団体等
○　自治会を始めとする地域活動の実施団体等は、新しい人が活動に参加できるように活動内容などの回覧や地区集会所への掲示等の伝達方法を工夫します。
市社会福祉協議会
○　地域の様々な人が地区社会福祉協議会の活動に参加できるよう事業を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。 ○　各地区社会福祉協議会の活動を他の地域に紹介するなど、活動が活発化するよう支援します。 ○　地域福祉活動を推進していくため、赤い羽根共同募金を始めとした募金や寄附制度の普及を図るとともに、寄附を通じた社会貢献への理解と関心を深め、寄附文化の醸成を図ります。 ○　「社協だより防府」や市社会福祉協議会のホームページ等によりボランティアや地域活動の情報提供を行います。 ○　市民に対してボランティア活動の研修や人材養成講座を開催します。
市
○　市広報や市ホームページ等による福祉活動の情報提供や、各種行事等における啓発等を行います。 ○　ＮＰＯや市民活動支援センター*を通じたボランティア等の人材養成の支援により地域の交流を促します。

○　市社会福祉協議会と連携して、地域福祉の出前講座*の実施や福祉に関する講座等を開催します。

○　福祉活動（市民一斉清掃や防府読売マラソン大会ボランティアスタッフ等）の広報を行い、参加を促します。

○　地域福祉への関心の喚起も視野に入れ、ふるさと納税等の多様な財源確保について、研究していきます。

実施目標（３）　ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及啓発

誰もが暮らしやすい地域社会を目指し、ユニバーサルデザインの考え方や情報の提供、及び施設のバリアフリー、心のバリアフリーを推進するための普及啓発を進めます。

住民
○　福祉体験学習会等に積極的に参加し、福祉的視点をもつよう努めます。
地域・関係機関・団体等
○　地域や地域の福祉事業者等は、ユニバーサルデザインやバリアフリーの視点に基づいた取組に努めます。
市社会福祉協議会
○　ユニバーサルデザインやバリアフリーの必要性を理解してもらうため、ガイドヘルプ*等の福祉体験を実施します。 ○　車椅子で生活している人の移動を支援し社会参加を促進するため、福祉車両を貸出します。
市
○　公共施設・設備のバリアフリー化の推進と同時に、それら施設・設備の意義を伝え、普及啓発に努めます。 ○　障害のある人が必要な援助や配慮を受けやすくするための「ヘルプマーク*」や「サポートマーク*」の普及啓発に努めます。 ○　障害者等専用駐車場（やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度*を含む。）の啓発や利用を促進します。 ○　盲導犬等の受入れについて、理解、啓発を促進します。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)福祉教育や福祉体験等によるボランティア学習等の実施　〈1〉	①総合的な学習の時間等における福祉学習の実施	学校教育課
	②ボランティアセンター事業	市社会福祉協議会
(2)福祉活動参加へ啓発となる地域福祉に関する情報提供や講座の実施　〈2〉	①聞いて得するふるさと講座（通称出前講座）	市政相談課 生涯学習課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課
	②福祉*の輪づくり運動の推進	市社会福祉協議会
(3)公共施設・設備のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化及び「心バリアフリー」の推進　〈3〉	①公共施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	建築課 教育総務課 生涯学習課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課 市社会福祉協議会
	②地区公共用施設補助金	市民活動推進課
	③ヘルプマークやサポートマーク、「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知、普及	障害福祉課

活動目標２　福祉の人材育成の推進

現状と課題

それぞれの地域で活動する福祉活動団体等は、各地域の目的や地域の特性に応じた活動をしており、地域福祉の重要な役割を担っています。しかしながら、長年にわたり活動してきた団体等において、会員の高齢化等により活動を縮小したり、団体の維持が難しくなり、解散を余儀なくされる事態が発生する等、新たな会員の加入が少なく、人材の育成が進んでいない状況があります。

こうしたことから、地域福祉の推進に参画する人を増やすための取組を実施していますが、自らグループを立ち上げ活動し、継続させていくことは容易ではないため、人材の発掘や養成を図るとともに、活動を支援することが必要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１）　地域福祉活動の人材発掘と養成

地域福祉活動の担い手不足を解消するため、新たな担い手の発掘や養成を行っていきます。

また、福祉課題を抱えた人も、地域社会の一員として尊重され、地域の担い手の一人として参加できる仕組みづくりに取り組みます。

さらには、拡大、多様化する福祉・介護ニーズに対応できるよう、県や県社会福祉協議会及び関係機関・団体等と連携を図ります。

住民
○　福祉に関する情報を収集し、研修会等に積極的に参加します。
地域・関係機関・団体等
○　地区社会福祉協議会が中心になって地域福祉活動を進めていくことで、福祉に関わる人材の育成に努めます。 ○　社会福祉法人等は、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士等の養成に取り組み、質の高い福祉・介護人材の安定的な確保に努めます。 ○　社会福祉法人等は、高齢者のニーズに応じ、地域に不足する生活支援サービスの創出や担い手の育成などを行なう生活支援コーディネーター*の活動支援に努めます。
市社会福祉協議会
○　各団体・社会福祉施設等がそれぞれの役割や機能を理解し、必要に応じて地域で協働できるよう連携を進めます。

○　福祉の輪づくり運動の担い手育成を目的とした研修会を県・市・県社会福祉協議会や関係機関・団体と連携し受講できるよう支援します。

○　県民生委員児童委員協議会が主催する研修等を活用して民生委員等への研修を支援します。

市

○　市社会福祉協議会と協力して、気軽に参加できる地域でのボランティア養成講座等を開催します。

○　手話通訳、要約筆記等のコミュニケーション支援の人材育成に努めます。

○　地域の話し合いの場をつくるコーディネーター（地域活動リーダー*）等となる人材の育成を進め福祉活動の活性化を促進します。

○　高齢者のニーズに応じ、地域に不足する生活支援サービスの創出や担い手の育成を行なう能力を備えた人材（生活支援コーディネーター）の育成・資質向上の取組を進めます。

○　若い世代も難病・障害のある人も誰もが地域で役割をもって、地域の担い手の一人として活躍できるよう社会参加を促します。

実施目標（２）　地域福祉の担い手の活動支援

地域福祉を推進するためには、地域福祉の推進役である地域活動のリーダーやコーディネーター等の活動を活性化することが重要であり、そうした活動をサポートすることで、自主的な地域福祉活動の底上げを図ります。

住民
○　担い手を確保し、地域での支え合いを維持していくために、地域内の活動の場に積極的に参加します。
地域・関係機関・団体等
○　自治会、地域の社会福祉法人、地域活動団体等は、地域内の活動者がお互いの活動を理解し、連携体制を図るための情報交換の場を設けます。 ○　地域や地域の福祉事業者及び企業等は、地域福祉の活動を推進します。
市社会福祉協議会
○　民生委員・児童委員の地域での活動の周知と研修等による支援を行います。 ○　福祉員、友愛訪問グループ員の活動を住民に知ってもらえるよう支援します。 ○　小地域福祉活動*の担い手の活動を支援します。 ○　ボランティア活動の担い手と受け手をつなぐコーディネーターの育成やボランティアのマッチング機能の強化を図ります。
市
○　市民活動支援センター、市社会福祉協議会と協力して、地域活動を支援します。 ○　民生委員・児童委員の地域での活動の周知と研修等による支援を行います。

実施目標（３）　福祉サービス提供者の育成

多様化する市民のニーズに効果的・効率的に対応するため、住民相互が支え合う地域社会を目指し、様々なサービスについて、民間活力の導入等を進めます。

住民
○　福祉サービスの仕事を知り、理解します。
地域・関係機関・団体等
○　地域の福祉事業者等は、サービス提供者同士の交流や研修を通して、スキルアップにつながる活動を積極的に行います。 ○　地域や地域の福祉事業者及び企業等は、福祉サービスの提供を推進します。
市社会福祉協議会
○　県社会福祉協議会が実施する、福祉に関する求人、求職相談や「福祉のしごと」就職フェアの周知を図ります。
市
○　福祉サービス提供事業者との情報交換の場を設けます。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)地域の研修会や地域福祉推進セミナーの開催を通した地域福祉活動の担い手の育成　〈4〉	①地域福祉活動推進事業	市社会福祉協議会
(2)地域福祉の担い手の活動支援　〈5〉	①民生委員児童委員関係事業	社会福祉課
	②民生委員児童委員協議会事業、地域福祉活動推進事業	市社会福祉協議会
(3)福祉サービス提供者の育成のための研修会や情報交換会の実施　〈6〉	①介護支援専門員研修会・情報交換会	高齢福祉課
	②防府市地域総合支援協議会	障害福祉課

活動目標３　ボランティア養成と活動の推進

現状と課題

市民一人ひとりがボランティア活動に参加できるよう、これまでも「だれもがワンボラ運動」を推進し、その運動のマスコットとなる「つぼみちゃん」を作成・ＰＲすることで、情報提供やボランティアの養成・活動支援を行ってきました。しかし、市民アンケートでは、ボランティア活動に参加したことがある人の割合は少ない状況でした。そのため、ボランティアに対する関心を高め、参加しやすくするための情報提供や養成・活動支援を更に充実させるとともに、活動拠点の機能の整備と拡充が必要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１）　ボランティアに対する関心の拡大

これまでボランティアに関わりのなかった人たちにも興味を持ってもらい、ボランティア活動に携わる人材を増やす取組に努めます。

住民のボランティアへの関心を高め、誰もが背伸びせず、気軽に、できる範囲のボランティア活動を一つでも体験できるよう、「だれもがワンボラ」を合い言葉に、継続してボランティアのきっかけづくりやボランティア活動に関する支援を進めていきます。

住民
○　ボランティア活動をする気持ちを大切にします。 ○　自分が得意とする分野を生かしたボランティア活動へ積極的に参加するよう努めます。 ○　ボランティア活動に関する情報収集に努めます。
地域・関係機関・団体等
○　地域や地域の福祉団体及び企業等は、ボランティア活動未経験者への参加の呼びかけや参加しやすい活動の工夫に努めます。 ○　社会福祉法人による地域における公益的な取組を推進します。
市社会福祉協議会
○　福祉ボランティアの活動を周知するとともに講座等を開催し、活動へとつながるよう努めます。 ○　企業の社会貢献活動の支援や団塊世代の人等がボランティア活動に参加できるような仕組みづくりに努めます。 ○　ボランティアのスキルアップを図りながら、中長期的に活動できるよう支援します。

市
○　「だれもがワンボラ運動」を推進し、ボランティア活動に対する気運を醸成するよう努めます。

実施目標（２）　ボランティアセンターの整備・拡充

ボランティアセンター事業を行う市社会福祉協議会と市民活動支援センターとが連携し、それぞれの活動拠点を活用することで、ボランティアの活性化や活動範囲の拡大に努め、ボランティアセンター機能の整備と拡充を図ります。

住民
○　どのようなボランティア活動があるのか、ボランティアセンター等を活用して自分にできることを見つけます。 ○　趣味や経験を生かし、ボランティアに登録します。
地域・関係機関・団体等
○　地域で活動する団体同士が情報共有し、連携を図ります。
市社会福祉協議会
○　ボランティアセンターと市民活動支援センターの連携を図ります。 ○　ボランティアセンターの体制強化と活性化を目指し、ボランティアの需給調整が円滑に進むよう取り組みます。
市
○　ボランティアセンターと市民活動支援センターの機能の充実を図ります。 ○　市民活動支援センターは、ボランティアをしたい個人や団体、企業等とボランティアを募集したい市民活動団体等をつなぐボランティアマッチング活動を推進します。

実施目標（３）　ボランティアの養成・活動支援

ボランティアに従事する人を養成し、支援を行っていくことで、ボランティア活動の拡大や充実を図ります。

地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、専門性を生かした取組を行うボランティア団体等の活動に対して支援を行います。

住民
○　自主的にボランティア活動に取り組みます。 ○　ボランティア活動に関する情報収集に努めます。 ○　ボランティアとしてのスキルアップに積極的に取り組みます。
地域・関係機関・団体等
○　企業等による地域における社会貢献活動やボランティア活動を推進します。
市社会福祉協議会
○　「社協だより防府」や「まなぼら*」で活動の場を紹介し、活動者の増加を図ります。 ○　市民からのボランティアに関する相談に応じ、活動支援に取り組みます。 ○　ボランティアセンターと市民活動支援センターとが連携し、ボランティアの需給調整が円滑に進むよう取り組みます。
市
○　市民活動に関する情報提供やセミナーの開催、活動団体設立に関する相談等により、幅広い分野の市民活動を支援します。 ○　ボランティア団体等の活動を支援します。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)ボランティアに対する関心の拡大　〈7〉	①ボランティア活動に関する広報の実施、広報紙「まなぼら」の発行	市民活動推進課 生涯学習課 市社会福祉協議会
	②ボランティアセンター事業	市社会福祉協議会
(2)ボランティア活動をしたい市民と市民活動団体等とのマッチングの実施　〈8〉	①ボランティアマッチング	市民活動推進課 市社会福祉協議会
(3)ボランティア養成講座の開催と活動支援　〈9〉	①各ボランティア養成講座の開催	市民活動推進課 生涯学習課
	②手話・要約筆記・点訳奉仕員養成事業	障害福祉課
	③ボランティアセンター事業	市社会福祉協議会

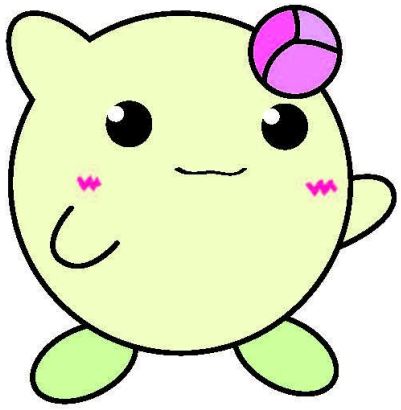

基本目標Ⅱ　地域福祉を推進するための環境づくり

活動目標１　社会資源の見直しと活用

現状と課題

要配慮者*を地域で支えるのは、既存の保健・医療・福祉関係機関だけではありません。入所施設から地域生活へという流れの中で、必要な支援が届くよう、地域住民はもとより、地域の様々な社会資源を活用し、しっかりと支える体制をつくることが求められます。

そのため、地域住民を始め様々な組織や団体と連携しながら、福祉以外の社会資源も活用した課題解決に取り組むことが必要となっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１）　公共施設等の活用

地域住民が気軽に集える場として、公共施設等の社会資源を有効に活用するよう促進します。

住民
○　公共施設、空き店舗等を活用して福祉活動を行うよう努めます。 ○　活用が可能な公共施設、空き店舗等の発見や情報提供に努めます。
地域・関係機関・団体等
○　地域やサービス提供者等は、地域住民が集える場として活用できる施設の提供に努めます。
市社会福祉協議会
○　地区集会所、老人憩の家、空き店舗等を活用した、「ふれあい・いきいきサロン」の活動等を支援します。
市
○　公民館や福祉センター等の公共施設、空き店舗等の利用を促進するよう、支援します。

実施目標（２）　当事者団体への支援

当事者団体（高齢者、障害のある人の団体等）への人的・物的支援により、福祉活動の輪の広がり、機能の充実につなげていきます。

また、家族会等の当事者団体への活動支援や地域の関係機関、団体等との連携を図り、各種活動や地域交流の場づくりを通じた情報交換の場や機会を確保し、身近な情報の共有・活用を支援します。

住民
○　当事者団体の活動を知り、理解を深めます。
地域・関係機関・団体等
○　各当事者団体は、自立した団体運営を図り、活動の周知に努めます。
市社会福祉協議会
○　当事者団体の活動が継続するよう支援するとともに、新たな当事者団体の組織化についても取り組みます。 ○　当事者団体の活動を「社協だより防府」や「まなぼら」等の広報紙で紹介していきます。
市
○　当事者に対して、当事者団体を紹介します。 ○　当事者団体の PR への協力や、活動支援を行います。

実施目標（３）　既存の制度や人材・団体等の活用

既存制度の効果的な活用方法の検討や、分野を横断した連携の場やつながりづくりに取り組むことによって、制度の狭間に陥らない支援体制づくりや新たなサービス等を支援します。

住民
○　地域の福祉情報に関心を持ち、地域福祉活動の理解を深めます。 ○　地域の広報や回覧文書等での情報収集に努め、家族で共有します。 ○　福祉サービスの内容や提供事業者の情報収集に努めます。 ○　福祉サービスの内容を理解して、適切な福祉サービスが受けられるようにします。
地域・関係機関・団体等
○　地域や地域の福祉事業者、団体及び企業等は、地域づくりへの参加や社会貢献活動に努めます。 ○　社会福祉法人等において、これまでに培った経験を生かした福祉サービスの実施を検討します。 ○　社会福祉法人による地域公益活動を推進します。
市社会福祉協議会
○　地域住民が地域の高齢者や障害のある人に対する理解を深められるよう既存の関係機関との関係づくりを進めます。 ○　赤い羽根共同募金等既存の寄附制度の普及を図ります。 ○　社会福祉法人と連携し、地域のニーズを踏まえた地域公益活動の促進を図ります。
市
○　福祉サービスの整理を行うなど、既存のサービスを見直しながら、ニーズに応じたサービスの検討を進めていきます。 ○　地域の社会福祉法人による地域公益活動を支援します。 ○　地域での社会貢献活動を支援します。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)地域住民の集いの場としての公民館等公共施設の活用促進　〈10〉	①学校施設開放事業	教育総務課
	②公民館運営業務	生涯学習課
	③老人憩いの家維持管理事業	高齢福祉課
	④福祉センター運営業務	社会福祉課
(2)当事者団体の活動の広報及び助成支援　〈11〉	①老人クラブ助成事業、認知症家族会支援	高齢福祉課
	②福祉援護団体育成費補助事業	障害福祉課
	③母親クラブ活動支援、子育て支援活動補助事業	子育て支援課
	④戦傷病者戦没者遺族等援護事業、犯罪被害者等支援事業	社会福祉課
	⑤当事者支援	市社会福祉協議会
(3)企業及び社会福祉法人の社会貢献への支援　〈12〉	①地域福祉活動推進事業、ボランティアセンター事業	市社会福祉協議会

活動目標２　地域交流の促進と拠点づくり

現状と課題

市民アンケートでは、約６割の方が地域での付き合いがある程度あり、９割以上の方が地域での付き合いの必要性を感じています。これまでも「ふれあい・いきいきサロン」や「通いの場」の増設に取り組んできましたが、今後も、幅広い世代の住民が地区の行事等に参加できるよう、気軽に立ち寄れる場や情報を交換できる場等、住民相互の交流を促進する場づくりを進めるとともに、活動を発展させていくための支援が必要となっています。

そうした中で、「子ども食堂」や「地域食堂」といった地域のあらゆる年代の方が気軽に集まれる場は、地域住民の交流拠点であり問題解決を図る場として期待されています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１）　交流の拠点づくり

幅広い世代の住民や地区組織、各種団体等が、情報交換や交流、ボランティア活動の場として気軽に集える機会や拠点づくりを図ります。

住民
○　日頃から会話やコミュニケーションを大切にします。 ○　「ふれあい・いきいきサロン」や介護予防活動としての「通いの場」について理解し、講習会等に参加します。
地域・関係機関・団体等
○　自治会や地域の団体等は、地区集会所や地域の福祉施設等を地域福祉活動の拠点として、「ふれあい・いきいきサロン」や「通いの場」での交流活動を行います。 ○　まちづくり活動に取り組む市民団体やボランティア団体等は、「活動の場」として空き店舗等を利用し、情報交換や交流の場づくりに努めます。 ○　地域活動団体や社会福祉法人等は、地域の子どもたちと大人の多世代交流拠点となる子ども食堂や地域食堂等を開設し、運営します。 ○　自治会や地域の団体等は、地域での交流活動の中で、住民同士のつながりを深め、新規参加者の発掘を行いながら、活動継続に努めます。
市社会福祉協議会
○　子どもや障害のある人、高齢者等、誰もが参加しやすい「ふれあい・いきいきサロン」の開設を支援します。

○　「ふれあい・いきいきサロン」の設置や担い手育成を行うため、「スタート講習会」や「サポート講習会」を開催します。

○　地域に根ざした「ふれあい・いきいきサロン」活動を支援します。

○　防府市こども食堂ネットワーク協議会を通じて、地域活動団体や社会福祉法人等が「子ども食堂」や「地域食堂」等の拠点づくりを検討・設置する際にアドバイスや支援を行います。

市

○　公共施設を地域交流の場として積極的に利用するとともに、参加者の呼びかけ等の支援を行います。

○　誰もが気軽に立ち寄れる居場所として、既存の施設や地域の社会福祉施設を活用して、地域の拠点整備を図っていきます。

○　地域住民が主体的に介護予防等の活動を行う「通いの場」等を活用した住民同士の交流・孤立防止の取組を支援します。

○　「子ども食堂」や「地域食堂」等の拠点づくりの普及啓発に努めます。

実施目標（２）　世代間交流の促進

豊かな知識と経験を有するおじいちゃん、おばあちゃんの知恵や知識の伝承等、世代間や世代を越えた交流を促進します。

住民
○　家族で地域の祭等の行事に積極的に参加します。 ○　近所付き合い等、身近な場所での交流を図ります。
地域・関係機関・団体等
○　地区社会福祉協議会や地域の福祉施設等が中心となって、若い世代と高齢者等の交流の場を設けます。
市社会福祉協議会
○　老人クラブの行う三世代交流事業を支援します。 ○　地域における世代間交流の行事等の開催に協力します。
市
○　学校において、行事や課外活動等の場で高齢者や障害のある人との交流の機会をより多く設けられるよう働きかけます。 ○　学校、公共施設の開放等、住民の交流の場を提供するよう努めます。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)地域交流の拠点づくりの支援と整備　〈13〉	①介護予防・日常生活支援総合事業(通いの場の設置)、認知症カフェ設置事業、元気アップくらぶ事業	高齢福祉課
	②地域子育て支援拠点事業	子育て支援課
	③ふれあい・いきいきサロン事業	市社会福祉協議会
(2)学校や保育所等での世代間交流の実施　〈14〉	①地域の人材を生かした授業の実施	学校教育課
	②三世代交流事業	高齢福祉課
	③保育所地域活動事業	子育て支援課

活動目標３　包括的支援体制の整備

現状と課題

人々が生活していく上で生じる課題は、介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労、教育、家計、そして社会的孤立や社会参加など、「くらし」や「しごと」といった生活の全般にまで及びます。

また、それぞれの課題が複合的に絡んでいるものや「制度の狭間」にあるものなど、公的サービスのみでは解決できない場合もあり、このような課題へ対応するため、ボランティア団体やNPO、地域住民等の取組を促進し、関係機関のネットワークづくりを進め、土台となる「地域力の強化」を行っていくことが必要です。

そして、公的支援のあり方としても「縦割り」から「丸ごと」、即ち、分野横断的な支援へと転換することが求められています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１）　包括的支援体制の構築

地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、多様なニーズを拾いあげる「全世代型・全対象型地域包括支援体制」づくりに取り組みます。

また、令和６年の新庁舎建設に向けて、福祉分野の関係各課と市社会福祉協議会が一体となった総合窓口等を設置するなど、市民の課題に寄り添い、丸ごと受け止めることができる相談支援体制の構築を図ります。

住民
○　地域福祉に関する活動へ積極的に参加します。 ○　地域の困っている人に気付けるよう地域ぐるみで連携し、声かけ等を行います。
地域・関係機関・団体等
○　地域や地域の福祉団体等は、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について把握し、関係機関等との連携による解決を目指します。 ○　地域や地域の福祉団体等は、課題を抱える住民を地域で包括的に受け止める場づくりを推進します。
市社会福祉協議会
○　解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援機関につなぎます。

市
○　複合的な課題や「制度の狭間」にある課題の解決に向け、ボランティア団体やＮＰＯ、地域住民等の取組を促進し、公的福祉サービスのみでは解決できない課題への対応の強化を図るとともに、関係機関のネットワークづくりを促進します。 ○　複数の分野にわたる相談に緊密に連携して対応するなど、福祉相談支援機能の強化を図ります。 ○　家庭内で高齢者、障害者、児童に虐待を行った者、特に養護者又は保護者が抱えている課題に着目した支援の在り方について検討します。 ○　複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度の相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員の配置に努めます。 ○　令和６年の新庁舎建設に向けて、福祉分野の関係各課と市社会福祉協議会が一体となった総合窓口等の設置を図ります。

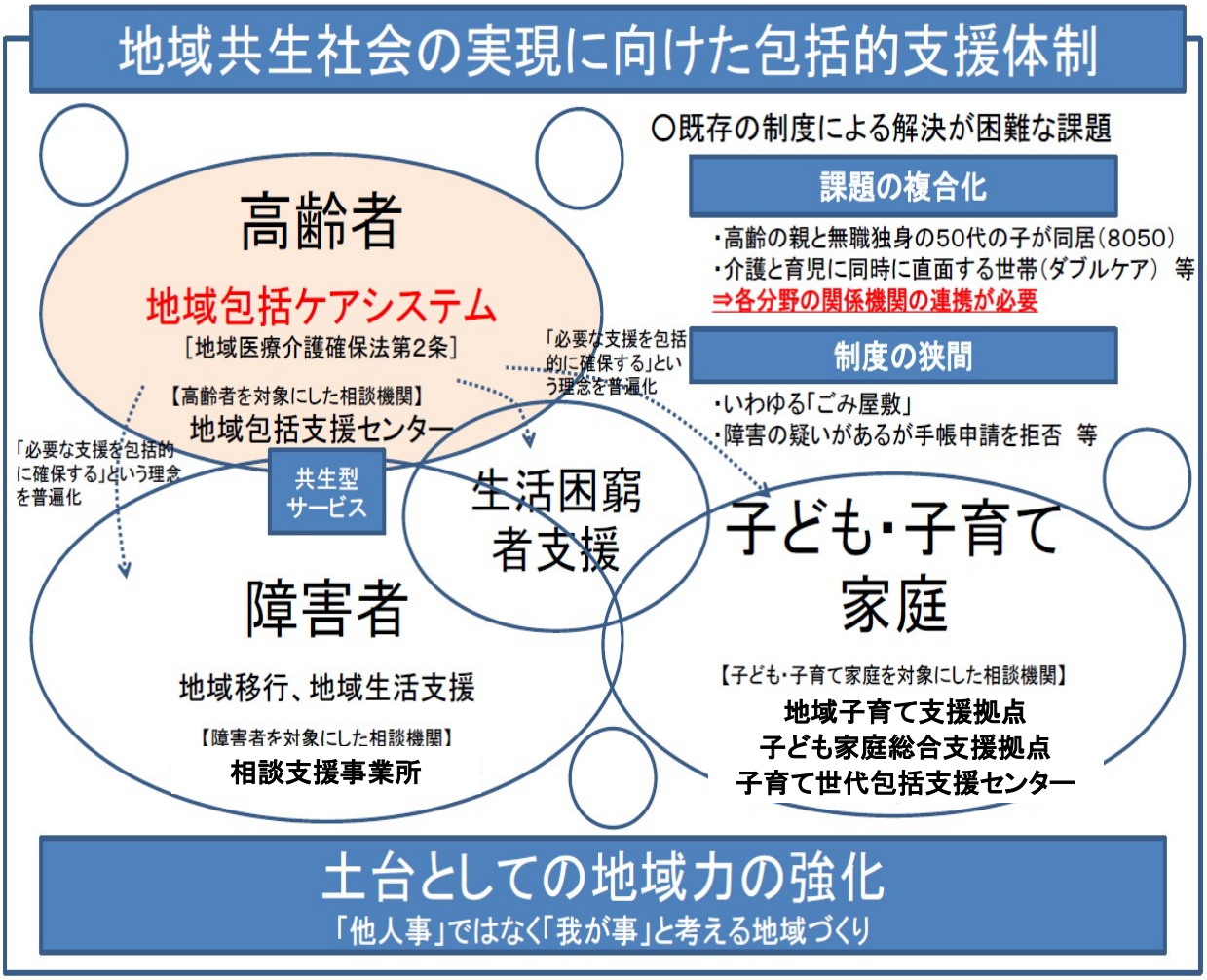

（出典）厚生労働省資料を参照

地域包括ケアシステムの構築について

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現**。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。

○ 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。

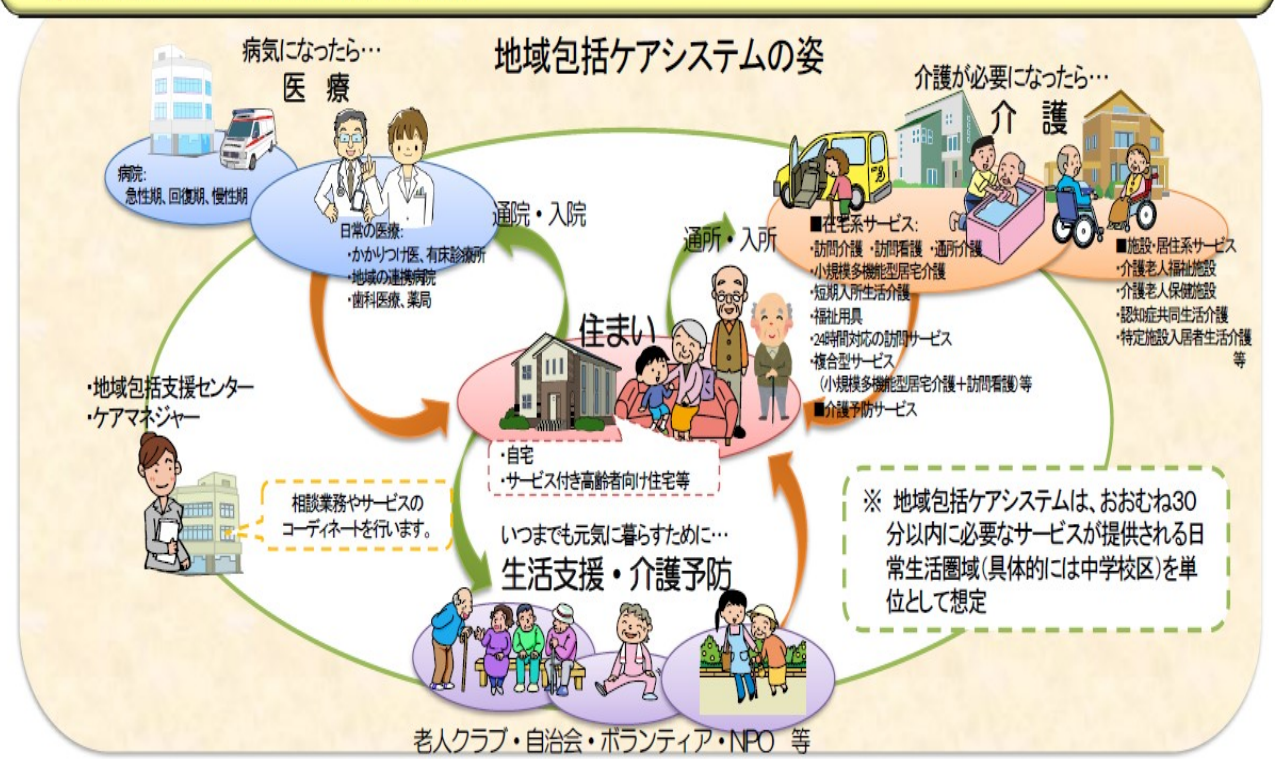

（出典）厚生労働省資料を参照

実施目標（２）　相談支援事業の啓発と推進

積極的な広報や啓発活動により様々な相談事業を紹介するとともに、不安や悩みを抱える人のニーズに適切に対応できる相談事業の充実を図ります。

住民

○　広報紙やホームページを利用して、各種相談窓口に関する情報を得るよう努めます。

○　不安や悩みがある場合には、相談窓口を利用するよう努めます。

地域・関係機関・団体等

○　地域の中で困っている人や地域の困り事に気付いたら、声かけや相談窓口を紹介するなど地域や地域の福祉団体等との連携に努めます。

市社会福祉協議会

○　住民が困り事を民生委員・児童委員に相談できるよう、民生委員・児童委員の活動を紹介し、地域・関係機関等への理解を深めます。

取　　組	内　　容
福祉総合相談	日常生活の中で心配事、悩み事、困り事等の相談を受けます。
生活困窮者自立支援事業 (市受託事業)	自立相談支援機関を設置し、生活に困窮している人からの相談に対し、関係機関と連携しながら自立に向け包括的な支援を行います。 【自立相談支援、住居確保給付金、家計改善支援、一時生活支援】
生活福祉資金貸付事業 (県社協受託事業)	低所得者や高齢者、障害のある人の生活を経済的に支えるとともに、自立支援を図ります。
地域福祉権利擁護事業 (県社協受託事業)	軽度の認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の理解力や判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。
防府市成年後見センター	判断能力が不十分な人も、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の利用の相談を行います。

市

○　各種相談窓口の周知を行います。

○　福祉サービスの利用に関する情報提供、支援関係機関との連携を図り、福祉相談の窓口の適切な案内を行います。

○　福祉部門だけでは解決できない問題については、関係機関との連携を図ります。

取　　組	内　　容	担当課
高齢者相談支援の充実	高齢者の包括支援を市内５地域の地域包括支援センターで行います。	高齢福祉課
障害者相談支援の充実	障害のある人や家族の抱える問題に対して、市内３事業所で総合的な相談を行います。	障害福祉課
地域生活支援拠点等の整備（障害者）	入所施設等からの地域生活移行を進めるため、障害のある人の緊急時の受入れや、共同生活援助等の体験の機会・場を提供する拠点等を整備し、相談・支援を行います。	障害福祉課
子ども相談支援の充実と子ども家庭総合支援拠点の機能強化	子ども等に関する相談全般からソーシャルワーク機能を担う拠点の機能強化を図ります。	子育て支援課
ひとり親家庭等の自立支援の実施	母子父子自立支援員がひとり親家庭の社会生活についての総合的な相談に応じます。	子育て支援課
保健センター機能の充実	市民の健康づくりに関わる相談支援を行います。	健康増進課
妊娠期から子育て期までの支援	妊娠期から子育て期までの総合相談支援を子育て世代包括支援センター(子育て応援室まんまるほうふ)や保健センターで行います。	健康増進課
自殺対策の強化	防府市自殺対策計画に基づき、関係機関とのネットワークや相談体制の強化、普及啓発を行います。	健康増進課
地域福祉権利擁護事業の支援	軽度の認知症や知的障害、精神障害等により理解力や判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進します。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などで判断能力が不十分である一定の要件に該当する人に対し、成年後見制度を利用するための費用の一部又は全部を助成します。	高齢福祉課 障害福祉課

生活困窮者自立支援事業の推進	自立相談支援機関を設置(委託)し、生活に困窮している人からの相談に対し、自立に向けた包括的な支援を行います。	社会福祉課
就労支援の充実	生活保護受給者や生活困窮者*、障害者等の自立を後押しするため、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、就労に結びつくよう支援の充実を図ります。	社会福祉課 障害福祉課
再犯防止等の推進	罪を犯した人が地域で安定した生活を送ることができるよう、国や県の施策及び関係機関と連携した取組を行うことにより、再犯の防止等を推進します。	社会福祉課
ひきこもりの支援	ひきこもりの人及びその家族に対し、社会参加を目指すための支援を行います。	障害福祉課

実施目標（３）　相談関係機関との連携

支援を必要とする人が増加し、ニーズも多様化している中、地域からの相談を受け、福祉の課題に対応していくため、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（ＣＳＷ）*や、生活支援コーディネーター、相談支援専門員*といった福祉の専門職を配置するとともに、複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員の配置に努めます。

住民
○　各分野の相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深めます。
地域・関係機関・団体等
○　地域活動団体等は、支援を必要としている人がいれば、適切な相談機関、専門職につなぐことができるように、福祉員、民生委員・児童委員、専門職との情報交換の場づくりを進めます。
市社会福祉協議会
○　相談関係機関の連携を強化し、情報共有しながら問題解決に努めます。 ○　相談の内容に応じて、適切な相談機関や専門職へ紹介します。 ○　ニーズの把握に当たり、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーが民生委員・児童委員協議会の定例会等に出席し、民生委員・児童委員等との連携を強化します。 ○　生活困窮者自立相談支援センターの相談員やコミュニティ・ソーシャル・ワーカー等は、地域包括支援センターなど関係機関との連携強化を図ります。
市
○　生活支援コーディネーター等を配置し、きめ細かな相談業務ができるよう、市の関係部局を始め他の相談関係機関との連携を図ります。 ○　複合化・複雑化した課題には、各相談機関が、互いに持っている情報やノウハウを活用し相互に連携して取り組みます。 ○　相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止められるよう、相談支援機関が抱える課題のある人を適切な相談支援機関へつないだり、進行管理をするなど総合的なコーディネート等をする相談支援包括化推進員の配置に努めます。 ○　犯罪や非行をした人たちの社会復帰の推進を図るため、関係機関・団体との連携を強化し、立ち直り支援への取組を推進します。

実施目標（４）　相談従事者の資質向上

情報交換会・事例検討会の開催、専門的な研修会へ参加し、相談従事者の相談・指導能力の向上を図ります。

住民
○　各分野の相談支援機能や相談窓口等への理解・認識を深めます。
地域・関係機関・団体等
○　地域の福祉事業者、団体及び企業等は、相談業務に関する研修会へ積極的に参加します。 ○　地域の福祉事業者、団体及び企業等は、相談者のプライバシー保護等に一層配慮します。
市社会福祉協議会
○　多種多様な相談に応じるため、関係者との情報交換を行うとともに、各種相談業務に関する研修会へ参加し、相談従事者の専門性と資質の向上を図ります。 ○　幅広い相談支援ができるように、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー等の養成研修会に参加します。 ○　地域福祉権利擁護相談窓口が適切に機能するよう手引き等を作成し、相談従事者の資質向上を図ります。
市
○　相談支援に関する研修会を実施するなど、相談従事者の資質向上に努めます。 ○　地域や関係機関・団体及び社会福祉協議会が行う研修等を支援します。 ○　こころに悩みを抱え自殺の危険性がある人に気付き、声をかける命の門番といわれる「ゲートキーパー」を養成します。

実施目標（５）地域の生活課題や住民の個別課題の把握

地域住民を巻き込み、地域の課題を地域で解決していくための意識の醸成と支援機関との連携強化を図るとともに、地域の生活課題や住民の個別課題を発見・把握する必要があるため、地区社会福祉協議会や地域包括支援センター等による住民座談会等の開催や地域の実情に応じた小地域福祉計画の見直しに対する支援等を行います。

住民
○　地区社会福祉協議会等が開催する座談会等に参加して地域の生活課題等の状況把握に努めます。
地域・関係機関・団体等
○　地域や地域の福祉事業者、団体等は、地域の生活課題等の把握のため、関係機関との連携を図ります。 ○　自治会等地域の団体は、地域活動団体や社会福祉法人等が設置する交流拠点の場から地域の課題の把握に努めます。
市社会福祉協議会
○　地域の生活課題や住民の個別課題を発見・把握するため、住民座談会等の開催や地区社会福祉協議会の小地域福祉計画の見直しを支援します。 ○　コミュニティ・ソーシャル・ワーカーと地域住民が協働しながら、支援が必要な人の発見に努めます。
市
○　地域福祉に携わる様々な団体・組織が地域の生活課題を把握し、課題解決に向けた取組を行えるよう支援します。

実施目標（６）地域の生活課題や住民の個別課題の解決

地域住民が主体的に地域の生活課題や住民の個別課題を解決する環境を作るため、課題の解決に向けた地域住民の話し合いの場づくりを進め、地域住民等による日常的な見守り訪問活動や関係機関等との連携を図り、課題解決に向けて取り組みます。

住民
○　日頃から各家庭や隣近所等で挨拶や見守りをするなどのコミュニケーションを図るとともに、住民相互での助け合いに努めます。
地域・関係機関・団体等
○　自治会等地域の団体は、地域の生活課題を積極的な視点で捉え、柔軟な発想を持ちます。 ○　自治会等地域の団体は、地域活動団体や社会福祉法人等が実施する交流拠点の場から把握した地域の課題について、地域で解決できることは地域で解決するとともに、困難な課題については、関係機関につなぎます。
市社会福祉協議会
○　小地域福祉活動による一体的できめ細かい地域の見守り体制や活動を促進します。 ○　コミュニティ・ソーシャル・ワーカーと住民が協働しながら地域のニーズを把握し、必要に応じて関係機関につなぎます。 ○　幅広い相談支援ができるように、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー等の養成研修会に参加します。
市
○　日常業務の中で高齢者と接することの多い防府市高齢者等見守り活動事業協力事業者と連携した見守り活動を実施します。 ○　市民が自主的に地域活動へ参画できる環境整備を市社会福祉協議会と取り組みます。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)総合的な相談支援体制づくりに向けた調整と整備〈15〉	①総合的な相談支援体制づくりに向けた調整と整備	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課 市社会福祉協議会
(2)福祉相談窓口の周知と利用促進〈16〉	①無料法律相談	市政相談課
	②高齢者相談支援の充実、各包括支援センターとの連携	高齢福祉課
	③障害者相談支援の充実、相談支援事業所との連携	障害福祉課
	④子ども相談支援の充実、子ども家庭総合支援拠点運営事業	子育て支援課
	⑤保健センター機能の充実、子育て世代包括支援センター運営事業	健康増進課
	⑥男女共同参画相談事業、犯罪被害者等支援事業、生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
	⑦福祉総合相談事業	市社会福祉協議会
(3)相談業務に関する情報交換会や事例検討会等の実施と相談関係機関の連携強化　〈17〉	①地域ケア会議	高齢福祉課
	②防府市地域総合支援協議会	障害福祉課
	③要保護児童対策地域協議会	子育て支援課
	④子育て世代包括支援ネットワーク会議	健康増進課
	⑤生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
	⑥生活福祉資金貸付事業事例検討会	市社会福祉協議会
(4)相談従事者の資質向上のための研修会への参加　〈18〉	①他職種研修会	高齢福祉課
	②防府市地域総合支援協議会	障害福祉課
	③養育支援訪問事業	子育て支援課
	④母子保健推進員研修会	健康増進課
	⑥男女共同参画相談事業	社会福祉課
	⑦福祉総合相談事業、CSW 養成研修	市社会福祉協議会
(5)地域の生活課題や住民の個別課題の把握　〈19〉	①地区社会福祉協議会の年間地域福祉事業の支援	市社会福祉協議会
(6)地域の生活課題や住民の個別課題の解決　〈20〉	①地域の連携・交流(プラットフォーム*)の支援	市社会福祉協議会

活動目標４　福祉サービス利用者の保護と支援

現状と課題

現在の福祉サービスは自分でサービスを選び、契約を通じて利用することとなっています。誰もが自らの意思と判断に基づいて福祉サービスを利用できるよう、支援の仕組みや制度について周知し、体制を充実させることが必要です。

中でも、認知症高齢者や障害のある人が、判断能力が不十分な場合などに、財産管理や日常生活で生じる契約で不利益を被らないよう保護するとともに、利用者の苦情や悩み事の相談に応じ、安心して生活ができるように支援することが必要です。

また、DV や虐待等専門性の高い問題への対応については、早期発見、早期支援といった迅速な対応が必要であり、状況によって関係機関との連携が不可欠となります。

さらに、犯罪や非行をした人が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することも、安全安心な社会の実現から重要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１）　権利擁護体制の充実と成年後見制度の利用促進

福祉サービスを利用する人が、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が低下した場合でも、権利が擁護される体制の充実として地域福祉権利擁護事業や、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する仕組みである成年後見制度の利用を推進していきます。

そのため、令和３年に市社会福祉協議会に設置する「防府市成年後見センター」を地域連携ネットワーク*における中核機関*として位置付け、成年後見制度の普及、啓発、相談を行い、市民後見人*等の育成や親族後見人*も含めた活動支援について体制を整備していきます。

また、地域福祉権利擁護事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり、金銭管理が必要な人や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている人への支援について検討します。

住民
○　地域福祉権利擁護事業や成年後見制度について知り、必要に応じて活用していくよう努めます。 ○　地域に、自ら理解・判断が困難な高齢者や障害のある人がいる場合、民生委員・児童委員等福祉関係者に連絡・相談します。
地域・関係機関・団体等
○　地域や福祉関係者による見守り活動により問題の早期発見に努めます。

市社会福祉協議会

○　防府市成年後見センターとして、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度に関する相談窓口として制度の広報や相談対応を行っていきます。

○　円滑な地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度の実施を図るため、体制の整備や専門員、生活支援員等の資質向上に取り組みます。

○　利用者のニーズに対応できるよう、支援者や福祉関係者へ事業や制度の周知を図ります。

○　判断能力を有しながらも福祉サービスを適切に利用できていない人に対して、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー等によるアウトリーチにより地域福祉権利擁護事業の利用促進を図ります。

○　必要とする人に対して、法人成年後見が受任できるように体制を充実させます。

取　　組	内　　容
地域福祉権利擁護事業	軽度の認知症高齢者や知的障害、精神障害等により理解力や判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の支援を行います。
成年後見制度の利用支援	地域連携ネットワークにおける中核機関の機能として、広報、相談、利用促進、後見人等の支援を段階的に取り組みます。
法人成年後見人の受任	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、後見人による後見を受けられず、経済的な事情から後見人を得られない人のために、社会福祉協議会が法人として成年後見人となり、身上保護を中心とした後見活動を行います。

市

○　地域における権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、相談機能及び必要な会議のコーディネートや運営を行う機関として、市社会福祉協議会に「防府市成年後見センター」を地域連携ネットワークにおける中核機関として設置します。

○　地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の普及啓発に努めます。

○　市社会福祉協議会の法人成年後見受任体制を支援します。

取　　組	内　　容	担当課
地域福祉権利擁護事業の支援	軽度の認知症や知的障害、精神障害等により理解力や判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を推進します。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課

成年後見制度の利用支援	成年後見制度支援体制を構築します。 成年後見センターの協議会において、成年後見制度利用促進の進捗状況についての管理を行います。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課
成年後見制度市長申立の実施	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、申し立てを行う親族がいない等の理由により制度を利用できない人を対象に市長申立を行います。 また、成年後見人等の報酬の支払いが困難な人に対して助成を行います。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課
市民後見人の養成・支援	判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、地域の身近な存在として市民が後見活動を行う「市民後見人」について、養成及び支援を行います。	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課

・地域連携ネットワークのイメージ

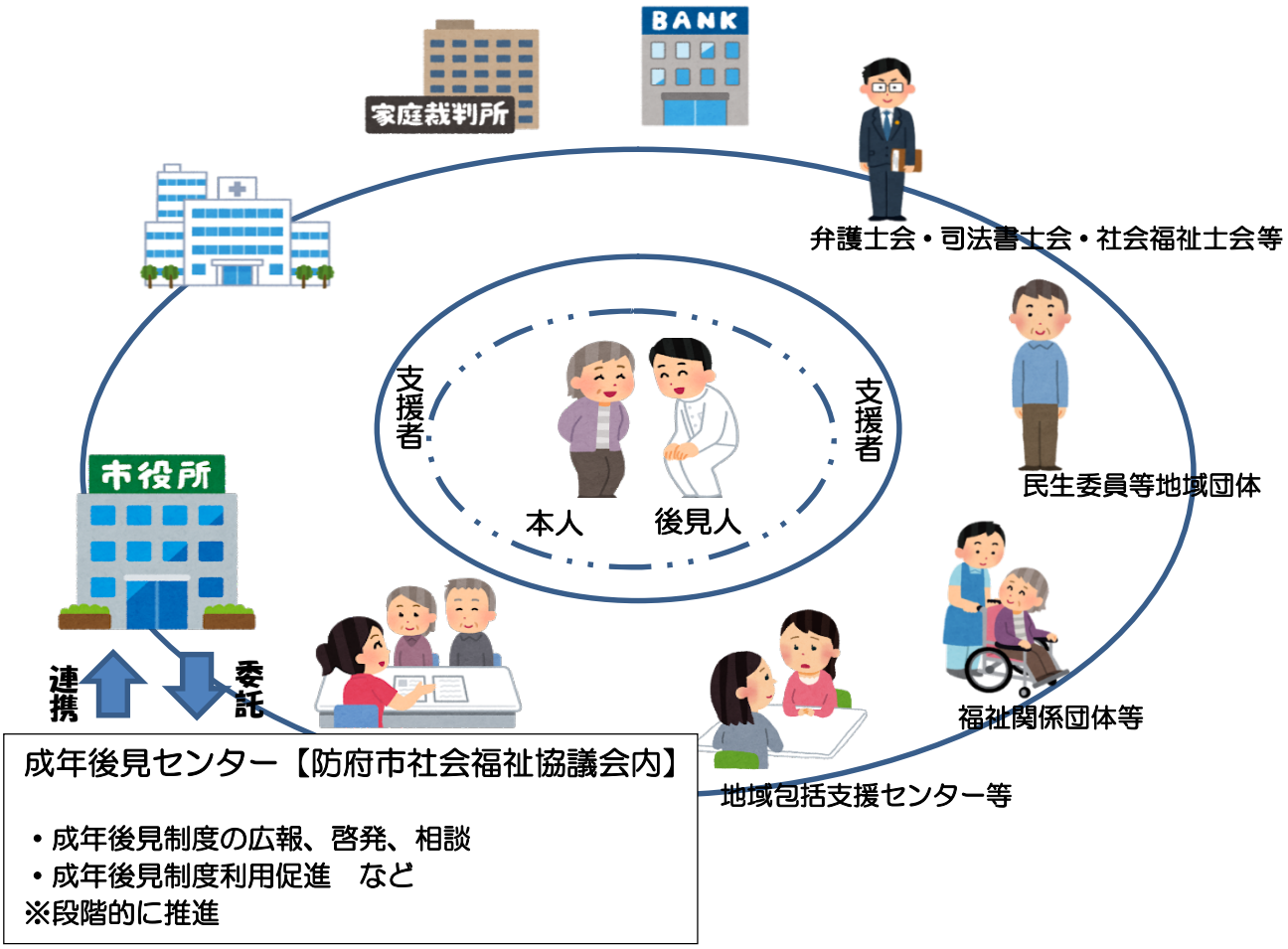

・成年後見制度利用促進（相談～申立段階）の連携体制のイメージ

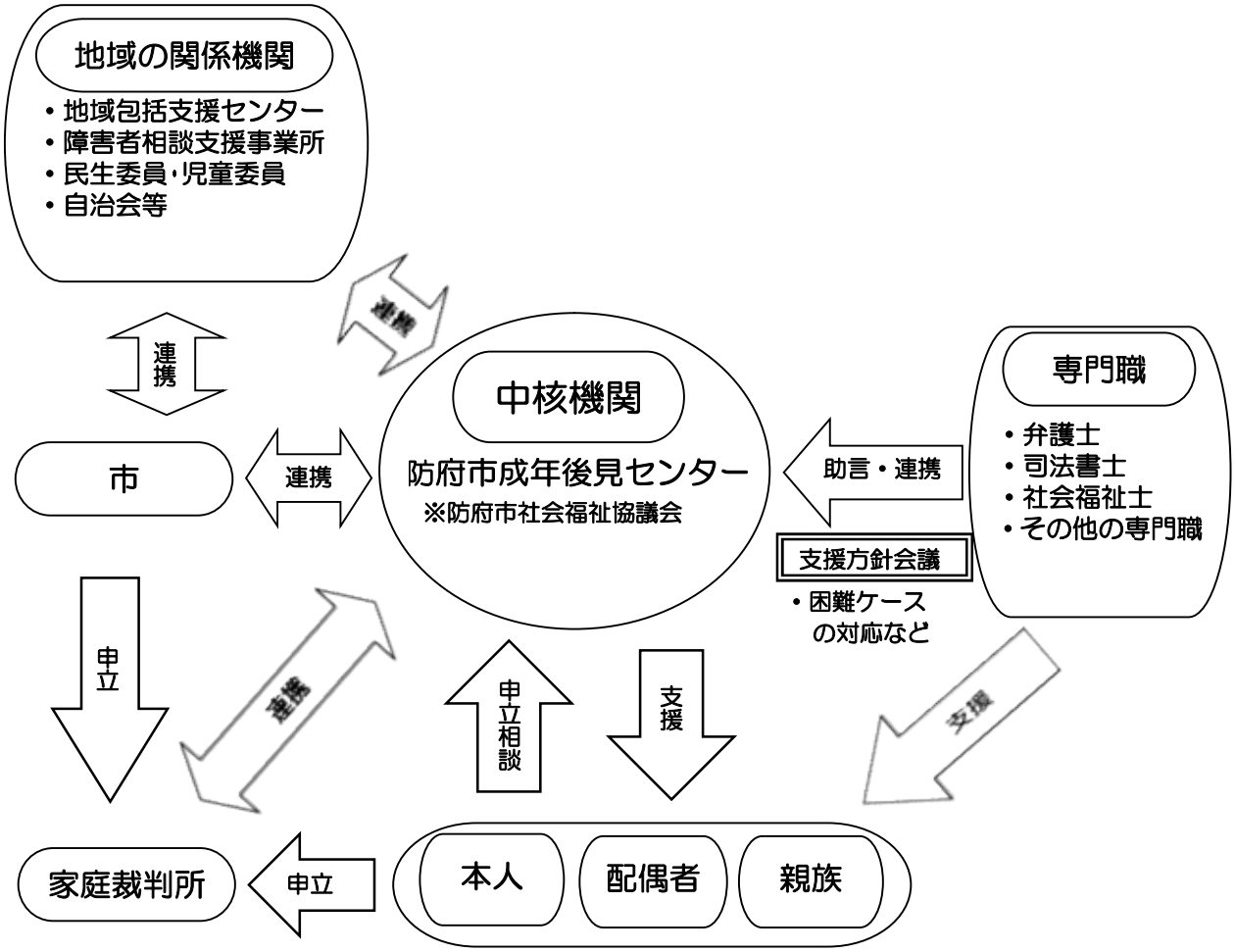

実施目標（２）　虐待防止体制の強化

高齢者、障害者や子ども等への虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向けた相談支援体制の充実や、関係機関の連携強化を図ります。

住民

○　虐待・DV について、正しい理解・認識を深めます。

○　虐待・DV に関する連絡・相談先を知るとともに、身近で被害に気付いた場合は、民生委員・児童委員や関係機関に連絡します。

地域・関係機関・団体等

○　地域や地域の福祉事業者、団体等は、地域における活動等で、被害に気付いた場合は、関係機関に連絡します。

市社会福祉協議会

○　虐待・DV の未然防止や早期発見について、民生委員・児童委員、自治会及び地域包括支援センター等との連携強化を図ります。

市

○　高齢者、障害者及び子ども虐待の早期発見、早期対応及び、家族などの養護者の支援を行うよう関係機関との連携のもと速やかに対応します。

取　　組	内　　容	担当課
高齢者虐待防止対策	高齢者への虐待の防止、迅速な対応、再発防止等への取組のため、地域包括支援センターに相談窓口を設置します。	高齢福祉課
障害者虐待防止対策	障害のある人への虐待防止、迅速な対応、再発防止等への取組のため、障害者虐待防止センターを運営します。	障害福祉課
児童虐待防止対策	要保護児童地域対策協議会の運営とともに、子ども家庭総合支援拠点を中心として、要保護児童やその保護者などに適切な支援を関係機関と連携して行います。	子育て支援課 健康増進課
配偶者等からの DV 対策	専門相談員を配置し、相談・支援を関係機関と連携して行います。	社会福祉課

実施目標（３）　差別解消の取組の推進

人権を取り巻く状況は、社会環境の急激な変化に伴い、全国的に複雑化・多様化する傾向にあり、新たな人権課題も生じてきています。

障害者等を理由とする差別を始め、様々な人権課題の解決に向けて、国や県、関係機関等と連携し、市民や事業者の人権に関する正しい理解を深めるとともに、人権尊重意識の高揚を図ります。

住民
○　住民一人ひとりが人権課題を理解し、お互いの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現を目指します。
地域・関係機関・団体等
○　地域・関係機関・団体など、多様な主体がそれぞれの役割や自主性を踏まえつつ、相互に連携して学習機会の充実などに努め、人権意識の高揚を図ります。
市社会福祉協議会
○　相談・支援体制を充実することで、誰もが心豊かな生活を共に送ることができる地域社会の実現を目指します。 ○　障害のある人も暮らしやすい社会を実現するため、様々な障害を正しく理解し、障害のある人へちょっとした配慮や手助けができる障害福祉啓発セミナー等の研修を実施します。
市
○　防府市人権推進指針を策定し、人権を尊重した行政の推進、人権教育・人権啓発の推進、相談体制の充実などの諸施策に取り組みます。 ○　また、市内各福祉センターにおいて、人権学習会の開催など、福祉の向上と人権啓発を推進します。 ○　障害のある人から配慮を求める意思表示があった場合に、「社会的障壁」を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行います。 ○　障害のある人に対する差別解消への取組について、市民や企業、商業施設等に対し、市広報やホームページ等により、法の趣旨の周知や理解の促進・啓発を図ります。

実施目標（４）　個人情報の保護

個人情報の適切な取り扱いやプライバシーの配慮について、支援の担い手への理解を促進します。

住民
○　個人情報の取り扱いに十分配慮しつつ、日常的な近所付き合いを深めることで、隣近所での見守りの目を増やし、こうしたつながりを災害時などの有事に活かしていきます。
地域・関係機関・団体等
○　地域や地域の福祉事業者、団体等は、個人情報の取り扱いに配慮しながら、地域において、支援を必要としている課題の発見に努めます。
市社会福祉協議会
○　地域や行政などから得た個人情報の取り扱いには十分配慮し、関係団体等の適切な支援に努めます。
市
○　個人情報の取り扱いについて正しく理解し、適切に取り扱うことで、住民との信頼関係を築きながら、情報共有ができるように努めます。

実施目標（５）　苦情相談の対応

福祉サービス利用者の立場に立ったサービス提供体制が確保されるよう、苦情解決体制の整備を促進します。

住民
○　広報紙や福祉サービス提供事業者等から、苦情相談窓口等の情報収集に努めます。 ○　福祉サービスを利用する際には、事前に内容を福祉サービス提供事業者等に確認します。
地域・関係機関・団体等
○　地域の福祉事業者等は、福祉サービス利用者からの苦情を真摯に受け止め、迅速・誠実に対応して解決を図ります。
市社会福祉協議会
○　福祉サービス利用者からの苦情を真摯に受け止め、迅速・誠実に対応して解決を図ります。 ○　苦情解決窓口や苦情解決体制の充実を図ります。
市
○　適切な福祉相談窓口へ案内します。 ○　適切な関係機関を紹介します。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)権利擁護にかかる制度の周知及び「防府市成年後見センター」の体制整備〈21〉	①成年後見制度利用支援事業	高齢福祉課 障害福祉課 社会福祉課
	②成年後見受任事業、地域福祉権利擁護事業	市社会福祉協議会
(2)虐待相談窓口の周知と関係機関の連携強化　〈22〉	①地域包括支援センターに高齢者虐待相談窓口設置	高齢福祉課
	②障害者虐待防止センター運営事業	障害福祉課
	③子ども家庭総合支援拠点事業	子育て支援課
	④保健センター機能の充実、子育て世代包括支援センター運営事業	健康増進課
	⑤男女共同参画相談事業	社会福祉課
	⑥福祉総合相談事業	市社会福祉協議会
(3)防府市人権推進指針及び障害者差別解消法に基づく人権尊重意識の啓発〈23〉	①人権学習市民セミナー等開催	生涯学習課
	②障害者差別解消法に基づく取組	障害福祉課
	③防府市人権推進指針に基づく取組	社会福祉課
(4)個人情報の適切な取り扱いにかかる周知　〈24〉	①個人情報の適切な取り扱いにかかる周知	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課 市社会福祉協議会
(5)苦情相談への適切な対応の実施　〈25〉	①各相談窓口業務	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課 市社会福祉協議会

活動目標５　安全・安心を守る活動の推進

現状と課題

少子高齢化の進行や家族機能の低下等により、地域社会では住民同士のつながりが希薄化しているため、避難行動要支援者へのきめ細かい支援体制や緊急時等における地域の支え合いの確立等が求められています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１）　避難行動要支援者の避難支援等の体制づくり

災害時の支援体制の整備、協力等、いざという時の安心づくりを進めます。

住民
○　地域で実施される防災訓練に参加し、地域の防災支援体制を把握し協力します。 ○　各家庭において避難の方法や防災等について話し合い、災害時に備えます。 ○　災害時には、声をかけ合い、支援を必要とする人（要配慮者）や近所の人たちと一緒に安全な場所へ避難します。 ○　日頃から近隣や地域での人間関係を築くよう努めます。
地域・関係機関・団体等
○　自治会等による自主防災組織*づくりを推進し、地域での防災意識を高めるよう努めます。 ○　地域や自主防災組織等は、市から提供された避難行動要支援者名簿により避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画の作成に努めます。
市社会福祉協議会
○　住民同士の支え合いを支援します。 ○　地域の防災研修を提案し、支援します。 ○　市や市民活動支援センターと連携し、災害ボランティアセンターの運営スタッフの育成強化に努めます。 ○　「防府市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の見直しを図ります。
市
○　避難支援等の強化のため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者へ提供を行います。

○　災害時に要配慮者に対し適切に避難誘導等の支援が行えるよう、平常時から、民生委員・児童委員や自主防災組織等との必要な情報の共有等を促進します。
○　災害時に、避難行動要支援者に適切な情報を迅速に伝える体制を整備します。
○　災害時の支援体制を整備し、強化するとともに、各地区における支援体制を推進します。
○　自主防災組織を育成し、災害に備えるための活動を支援します。
○　市社会福祉協議会や市民活動支援センターと連携し、災害ボランティアの育成や活動支援に努めます。
○　災害ボランティアセンターの設置、運営を支援します。

実施目標（２）　安全・安心な地域づくりの推進

防犯等の活動を推進し、支援するなど、安全・安心な地域づくりに取り組みます。

住民
○　日頃から各家庭や隣近所等で挨拶や見守りをするなどして、住民相互の助け合いに努めます。 ○　防犯に努め、不審者や事件、事故等を見かけたら通報に努めます。
地域・関係機関・団体等
○　地域や地域の団体は、地域での防犯パトロールや子どもの登下校の見守り等の防犯活動の継続に努めます。
市社会福祉協議会
○　小地域福祉活動による一体的できめ細かい地域の見守り体制や活動を促進します。
市
○　警察や青少年育成市民会議等との連携を強化し、「子ども１１０番の家」の啓発や巡視活動、「青少年の非行・被害防止運動」による活動を行い、地域における様々な防犯活動を促進します。 ○　悪徳商法等市民生活に関わる情報提供や講習会等の開催に努めます。 ○　日常業務の中で高齢者と接することの多い防府市高齢者等見守り活動事業協力事業者と連携した見守り活動を実施します。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)避難行動要支援者の把握・情報管理や提供〈26〉	①災害時要配慮者支援事業、災害時避難支援情報提供登録	高齢福祉課
	②災害時避難支援情報提供登録	障害福祉課
(2)交通安全や防犯等の活動支援　〈27〉	①交通安全啓発事業	生活安全課
	②消費生活事業	市政相談課
	③地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	学校教育課
	④子ども安全安心対策事業、非行防止環境浄化活動	生涯学習課
	⑤更生保護団体助成	社会福祉課

基本目標Ⅲ　誰もが安心して利用できる地域福祉のしくみづくり

活動目標１　支え合いのネットワークの拡充

現状と課題

ひとり暮らし高齢者やひとり親家庭等で悩みや問題を抱えている人の孤立が増えてきています。第一次計画及び第二次計画では、孤立状態をなくし、地域で安心して暮らしていけるよう、各地域がそれぞれの課題を見い出し、地域の実情に合った活動を行う上での指針とするため、「小地域福祉活動計画」を策定する取組を行いました。

今後も、既に策定した「小地域福祉活動計画」に基づきながら、関係機関や地域の組織、生活関連事業者*等による地域での見守り活動等、地域全体での支え合いのネットワークを強化することが重要になっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１）　社会福祉協議会の基盤強化

地域での支え合いの推進は、社会福祉協議会の本来の役割である地域福祉の推進そのものです。この地域福祉活動の中心的な存在である市社会福祉協議会の体制や財政基盤を強化し、各地域での活動拠点となる地区社会福祉協議会の活動促進と併せて、地域福祉活動を推進します。

住民
○　地域の活動に関心を持ち、参加・協力するよう心がけます。 ○　地区社会福祉協議会等の行事や活動を理解し、積極的に参加・協力します。
地域・関係機関・団体等
○　地区社会福祉協議会や地域の関係機関・団体等の活動を積極的に住民へ周知し、関心を持ってもらえるよう、効果的な情報提供に努めます。
市社会福祉協議会
○　「福祉の輪づくり運動」の推進組織として活動の活性化を図ります。 ○　住民へ社会福祉協議会の活動の認識と理解が深まるよう周知活動に努めます。 ○　地区社会福祉協議会の活動を積極的に住民へ周知し、地域福祉活動の基盤強化を図ります。

○　各地域で策定された「小地域福祉活動計画」に基づいた活動の継続支援を実施します。

○　組織体制の整備を図るとともに財源の確保に努めます。

○　行政や民間福祉団体等との連携強化に努めます。

○　地域づくりのための自主財源確保として赤い羽根共同募金によるテーマ型募金を始め、公益的な取組やクラウドファンディング等の新たな財源確保について研究します。

市

○　地域福祉ネットワークの中心的存在としての社会福祉協議会の活動を支援します。

○　運営費等の助成により、市社会福祉協議会の財政基盤の強化を支援します。

○　市社会福祉協議会との連携体制の強化を図ります。

○　地区社会福祉協議会の研修会等の開催を支援します。

○　地区社会福祉協議会の活動のＰＲに協力します。

実施目標（２）　地域での連携の促進

地域のネットワーク活動を促進するとともに、自治会単位の福祉活動が活発化するよう支援していきます。

住民
○　住民相互の交流を深め、地域福祉活動を他人事とは思わず、自分の事（我が事）とした意識の向上に努めます。 ○　自治会の地域活動に積極的に参加し、協力します。
地域・関係機関・団体等
○　自治会は、住民に幅広い地域活動への参加を促していく組織運営に努めます。 ○　地域の福祉関係機関・団体等は、住民の地域福祉活動を支援します。
○　それぞれの役割や機能を生かした切れ目のない支援ができるよう、自治会、地区社会福祉協議、市社会福祉協議会による重層的な地域活動の仕組みづくりを検討します。 ○　地域ケア会議等で市や関係機関と連携し、生活課題の解決に向けた支援を行います。
市
○　地域ケア会議を通し、ネットワークを構築するとともに、生活課題の解決に向け支援を行います。 ○　各地域の福祉関係機関・団体等との連携を促進します。 ○　福祉合同研修会の開催等を支援します。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)防府市地域福祉計画・防府市地域福祉活動計画に基づいた事業推進のための人材育成と他団体との連携強化　〈28〉	①市社会福祉協議会への助成及び活動支援	社会福祉課
	②市社会福祉協議会の人材育成と他団体との連携強化	市社会福祉協議会
(2)自治会単位の福祉活動の支援　〈29〉	①自治会の福祉活動への支援	市民活動推進課 市社会福祉協議会

活動目標２　福祉情報の発信

現状と課題

これまで、市民に対して分かりやすく情報を発信するため、広報紙やホームページ、各種パンフレットに加え、コミュニティＦＭの活用などの新たな情報手段を用い行ってきましたが、複雑化・多様化する福祉制度等に関する情報を、より分かりやすく地域住民へ提供できる体制を整えていく必要があります。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１）　情報提供の充実

福祉への理解と関心を持ってもらうため、広報紙やホームページ等を活用し、福祉サービスや制度に関する情報等を分かりやすく情報発信します。

住民
○　自分が受けたい福祉サービスの内容をよく理解し、選択するよう努めます。 ○　必要が生じた場合は、その目的の範囲内で個人情報の提供を承諾します。
地域・関係機関・団体等
○　ＮＰＯやボランティア団体等は、様々な立場で活動している市民、団体等からの情報を発信します。 ○　地域の関係機関や団体等は、相互に連携を図るとともに共有できる情報を発信します。
市社会福祉協議会
○　各事業に関するパンフレットを作成し、広報紙「社協だより防府」や市社会福祉協議会ホームページを活用して、幅広い世代への福祉情報の周知に努めます。 ○　見やすく分かりやすいホームページの作成に努め、定期的な更新により、最新の情報を提供します。 ○　報道機関（新聞社、テレビ局、ラジオ局）を活用し、幅広い福祉情報の提供や発信に努めます。 ○　コミュニティＦＭ等へ出演し、最新の身近な福祉情報や福祉事業について聴く側に分かりやすく伝えていきます。 ○　関係機関・団体やＮＰＯ等と連携し、各広報紙等へ福祉情報の掲載を依頼するなど、様々なところから福祉情報が得られるよう情報発信に努めます。

○　地域住民の必要とする福祉情報について、市社会福祉協議会の情報だけでなく、市や関係機関における情報も複合的に発信していけるように努めます。

市

○　市広報や市ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ等による情報提供の充実を図ります。
○　市役所や公民館等の公共施設にポスターの掲示、パンフレットの設置等を行います。
○　関係機関・団体やＮＰＯ等と連携し、各広報紙等へ福祉情報の掲載を依頼するなど、様々なところから福祉情報が得られるよう情報発信に努めます。
○　視覚障害者向けの点字版広報紙や音声広報紙の発行、聴覚障害者のための手話通訳者の配置を行います。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)各種事業の情報提供の充実　〈30〉	①市広報や市ホームページ等を活用した福祉サービスや制度の情報提供	市政相談課 高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課
	②「社協だより防府」や市社会福祉協議会ホームページ等を活用した福祉サービスや制度の情報提供	市社会福祉協議会

活動目標３　多様なニーズに対するサービスの提供

現状と課題

福祉サービスが契約制度へと移行する中、支援を必要とする人たちの生活課題はますます複雑化・多様化しています。そういった課題に対応していくために、これまでのように地区座談会等を開催して福祉課題やニーズを把握するとともに、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、介護や生活支援の事業者、ＮＰＯ等が連携して、それぞれの特性を生かした事業の展開を促進するなど、サービスの質的向上を図ることが求められています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１）　福祉ニーズの把握

地域での福祉関係者合同研修会や地区座談会の開催、福祉サービス提供者との情報共有等により、住民の福祉に対するニーズを把握し、課題や問題の解決に向けた意識づくりに努めます。

住民
○　新聞を読む、地元テレビ局のニュースを見るなど、常に情報を受け止めるよう努めます。 ○　福祉活動の中で知ったお互いのプライバシーを尊重します。
地域・関係機関・団体等
○　地域や地域の福祉事業者や団体等は、福祉活動を通して、地域の中での福祉課題やニーズの把握に努めます。
市社会福祉協議会
○　地域での福祉関係者合同研修会や地区座談会等の開催を支援し、把握したニーズについて住民自身が解決していくことのできる地域の福祉力の育成に努めます。 ○　民生委員・児童委員等からの情報により、住民のニーズを把握し、課題等を解決できるように支援します。 ○　各地域の「小地域福祉活動計画」で取り組んでいる活動を支援することで、地域ごとの課題を探ります。 ○　福祉関係機関が主催する会議等に出席し、情報共有することによりニーズや社会資源を把握します。

市
○　民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会と連携し、住民の意見等を積極的に把握します。 ○　アンケートの実施等により、ニーズの把握に努めます。

実施目標（２）　連携・協働による福祉サービスの提供

福祉サービスの提供者や関係機関との連携・協働により、ニーズに即した福祉サービスの提供を促進していきます。

住民
○　地域の身近な困り事は、住民同士で助け合います。 ○　要望・意見等があれば、地域の組織に伝えます。
地域・関係機関・団体等
○　地域の福祉事業者等は、地域のニーズに即した福祉サービスの提供に努めます。
市社会福祉協議会
○　住民主体による福祉サービスの展開を推進します。 ○　地域内の団体が連携しながら交流を深め、協働できるよう支援します。 ○　地域住民と福祉サービスの提供者との連携を支援します。
市
○　交通事業者と連携し、地域の実情に応じた公共交通サービスの検討を行います。 ○　高齢者等交通弱者の移動手段として利用するバスやタクシーの運賃助成を行います。 ○　各地域・地区の関係機関・団体等と連携し、適切な福祉サービスの提供を図ります。

実施目標（３）　福祉サービスの質の向上

地域住民が安心して福祉サービスを利用できるよう、それぞれの福祉サービスの内容を評価することにより、福祉サービスの質の向上等を図ります。

住民
○　日頃から福祉に関する制度やサービスに関心を持つよう努めます。
地域・関係機関・団体等
○　地域や地域の福祉事業者、団体等は、研修会等への参加や他の機関との情報交換により福祉サービスの質の向上に努めます。
市社会福祉協議会
○　県社会福祉協議会の実施する「福祉サービス第三者評価」等を活用し、受審事業者の拡大とともに福祉サービスの向上が図られるよう支援します。 ○　制度の狭間にある潜在的な課題や、既存の福祉サービスでは対応できない課題に対して、福祉サービスの研究や開発に取り組みます。 ○　福祉サービスに従事している人たちのメンタルヘルスに関して、サポートする仕組みを充実させていきます。
市
○　県社会福祉協議会の実施する「福祉サービス第三者評価」等を活用し、受審事業者の拡大とともに福祉サービスの向上が図られるよう支援します。 ○　福祉サービス事業者等に対して自己評価を促します。 ○　定期的な検証を行い、福祉サービスの向上を図ります。 ○　専門職員を確保し、研修会等に積極的に参加させるなど資質の向上に努めます。

実施目標計画

実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)研修会、座談会、アンケート等の実施による福祉ニーズの把握　〈31〉	①各研修会や座談会、計画に基づくアンケート等の実施	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課 市社会福祉協議会
(2)地域における福祉サービス提供者と関係機関の連携・協働による福祉サービスの提供　〈32〉	①高齢者等安全安心在宅支援事業、福祉電話貸与事業	高齢福祉課 市社会福祉協議会
(3)福祉サービス事業者等に対する自己評価等への取組の指導　〈33〉	①事業者への自己評価及び公表の指導 ②事業者への実地指導	高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課

活動目標４　福祉関係機関等との連携

現状と課題

高齢者や障害のある人、ひとり親家庭等の中には自ら支援を求めることができない人もいるため、地域の保健・医療・福祉関係機関のほか、市民活動団体や事業者等のネットワークを一層強化し、埋もれているニーズを把握することが求められます。中でも、生活困窮者自立支援法*が平成２７年４月に施行され、生活困窮者への支援には、福祉の領域を超えた地域づくりと多機関の協働が重要になっており、より幅広く対応していくためにも、これまで以上に各分野の支援事業・支援機関との連携が必要となっています。

課題の解決に向けた方針

実施目標（１）　保健・医療・福祉関係機関との連携強化

各々の専門性をいかし、多様なニーズにも対応できるよう、保健・医療・福祉関係機関の更なる連携を進めます。

住民
○　地域・関係機関・団体の連携に協力します。
地域・関係機関・団体等
○　地域の活動団体等と保健・医療・福祉関係機関が連携し、地域の問題の解決に努めます。
市社会福祉協議会
○　関係機関の地域ケア会議等において、高齢者、障害のある人等各分野間の情報交換と問題の共有に努めます。 ○　必要に応じて個別のケース会議を実施するように努めます。
市
○　関係機関・団体と緊密に連携し、情報の共有を図ります。 ○　各種専門職の交流やネットワーク組織の育成・活動を、各種職能団体と連携を図りながら支援していきます。

実施目標（２）　ＮＰＯ、市民活動団体等との連携

ニーズの多様化等により、公的な福祉サービスだけでは支援ができない分野では、ＮＰＯや市民活動団体等とも連携し、支援の幅の拡大を図ります。

住民
○　各分野のＮＰＯ等の活動に関心を持つよう努めます。 ○　食品ロスの削減等のため、フードバンク等への食料提供に努めます。
地域・関係機関・団体等
○　地域の活動団体同士は、活動の連携に努めます。 ○　地域の活動団体は、地域の子どもたちや住民の多世代交流拠点となる子ども食堂や地域食堂等の開設について検討します。
市社会福祉協議会
○　市民活動支援センター等との協働により豊富な情報の提供に努めます。 ○　ＮＰＯや市民活動団体等と連携して社会資源の開発に取り組み、課題の解決に努めます。 ○　地域の活動団体等による「子ども食堂」や「地域食堂」等の地域の交流拠点の開設に向けたアドバイスや支援を行います。また、フードバンク等と連携した食料支援体制を構築します。
市
○　ＮＰＯや市民活動団体等と連携して課題の解決に努めます。 ○　「子ども食堂」や「地域食堂」等の地域の交流拠点についての普及啓発に努めます。

実施目標（３）　就労支援団体・機関との連携

就労支援団体や関係機関との連携により、低所得者や障害のある人等が住み慣れた地域で生活ができるよう、自立に向けた支援に努めます。

住民
○　ハローワークやホームページ、広報紙等を活用して、求職に関する情報を得るよう努めます。 ○　できるだけ早期に就労できるよう積極的な就職活動に努めます。
地域・関係機関・団体等
○　就労支援団体は、自立に向けた支援に努めます。
市社会福祉協議会
○　市、ハローワークと連携して貸付制度等を活用し、失業者世帯の自立に向けて支援を行います。 ○　市、ハローワーク、若者サポートステーション、山口障害者職業センター等との連携を強化し、情報交換により円滑な就労支援に取り組みます。 ○　市、県社会福祉協議会、ハローワークと連携し、生活困窮者自立支援事業の中で支援調整会議を実施するなど、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。
市
○　市社会福祉協議会、ハローワーク、若者サポートステーション、山口障害者職業センター、障害者就労支援事業所等と連携し、就労支援に努めるとともに、各機関の活動に協力します。

実施目標（４）　住宅確保要配慮者への支援にかかる連携

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居ができるよう配慮します。

住民
○　ハローワークやホームページ、広報紙等を活用して、住宅に関する情報を得るよう努めます。
地域・関係機関・団体等
○　地域や地域の福祉事業者、団体等は、地域における住宅確保要配慮者の把握や活用可能な住宅情報等の提供に協力します。
市社会福祉協議会
○　住宅確保要配慮者に速やかな支援ができるよう県や市、福祉関係機関や不動産関係業者との情報共有を図ります。
市
○　自力では適正な水準の住宅を確保できない低所得者等に対して居住の安全確保を図るため、防府市公営住宅等長寿命化計画に基づき公営住宅、老朽化した市営住宅の計画的な建替えや改善を進め、公営住宅の質的水準の維持、向上を図ります。 ○　市営住宅の管理に当たっては、真に住宅に困窮する低所得者への市営住宅の公平・的確な供給を実施するため、高齢者や障害者等への優先入居や家賃減免、目的外使用等、地域の実情や住宅確保要配慮者の居住実態に応じた対応に努めます。 ○　住宅確保要配慮者の住居の確保を円滑に進めるため、家主に対して「新たな住宅セーフティネット制度」*の普及啓発に努めます。

実施目標計画
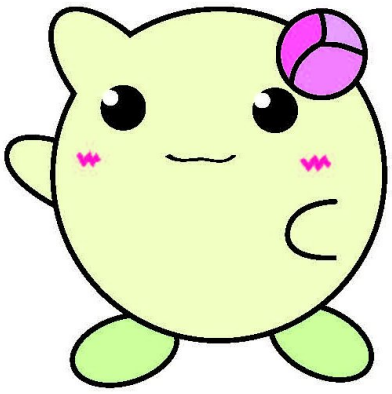
実施目標計画	事業又は取組	担当部署
(1)連絡会議(ケース会議等)の実施　〈34〉	①各ケース会議の開催	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 健康増進課 社会福祉課 市社会福祉協議会
(2)NPO、市民活動団体等との連携による事業の実施〈35〉	①「子ども食堂」や「地域食堂」等の活動支援	市社会福祉協議会
(3)就労支援団体・機関との連携による低所得者、障害のある人等への支援〈36〉	①障害者への就労支援	障害福祉課
	②「福祉から就労」支援事業	子育て支援課
	③生活保護受給者等就労自立促進事業	社会福祉課
	④生活困窮者自立支援事業	市社会福祉協議会
(4)住宅確保要配慮者への市営住宅の供給における配慮や「新たな住宅セーフティネット制度」の普及啓発　〈37〉	①高齢者や障害者等の市営住宅入居への配慮、「新たな住宅セーフティネット制度」の啓発	建築課
	②「新たな住宅セーフティネット制度」の啓発	高齢福祉課 障害福祉課 子育て支援課 社会福祉課